
令和元年度
教育委員会の事務の
管理及び執行の状況の
点検及び評価結果報告書

令和元年12月
高知市教育委員会

■ はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）の一部が改正され、平成20年度から全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務付けられました。また、その点検・評価の結果については、議会に報告するとともに、市民に対して公表することとされています。この点検・評価を義務付けた法改正の目的は、それぞれの教育委員会が効果的な教育行政を推進し、市民に対する説明責任を果たしていくことにあります。

高知市教育委員会では、この趣旨を踏まえ、本年度に教育委員会が行った事務を振り返りつつ、検証を重ね、報告書としてまとめました。

本年度の点検・評価につきましては、「学力向上対策」、「特別支援教育の充実」、「児童生徒の安全対策の推進」の3項目で点検・評価を行うこととしました。

点検・評価の過程を通じ、課題となった事柄については、翌年度以降の施策展開に生かし効果的な教育行政に努めていきたいと考えます。

市民の皆様方には、この報告書をご一読いただき、ご意見をお寄せいただければ幸甚に存じます。

最後になりますが、報告書の作成に当たり貴重な助言をいただいた高知大学教職実践高度化専攻長の柳林信彦氏と元高知市立学校長の副田謙二氏に深く感謝申し上げます。

高知市教育委員会

教育長 山本正篤

《 参 照 》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

■ 事務の管理及び執行の状況の点検・評価について	1～2
【対象事務1】学力向上対策	
～学力向上推進室の取組の充実～	3～9
○点検・評価委員の意見・提言への対応	5～8
○個別事務事業の点検・評価シート 学力向上アクティブ・プラン	
～学力向上推進室の取組の充実～	9
【対象事務2】特別支援教育の充実	
～「特別支援学級サポート事業」と 「特別支援教育相談充実事業」の取組～	10～18
○点検・評価委員の意見・提言への対応	12～16
○個別事務事業の点検・評価シート	
特別支援学級サポート事業	17
特別支援教育相談充実事業	18
【対象事務3】児童生徒の安全対策の推進	
～「自転車通学時のヘルメット着用」と 「ブロック塀改修」～	19～27
○点検・評価委員の意見・提言への対応	23～25
○個別事務事業の点検・評価シート	
自転車ヘルメット購入助成事業・登下校時におけるヘルメット着用の推 進	26
ブロック塀改修	27
■ 点検・評価委員からの意見等	28～35

■ 事務の管理及び執行の状況の点検・評価について

1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、都道府県，市区町村を問わず，全ての教育委員会には，その教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い，その結果に関する報告書を作成して，議会に提出し，また公表することが義務付けられています。

高知市教育委員会では，平成20年度から点検・評価を行い，業務の改善を図っています。

2 対象年度

点検・評価の対象となる年度については，前年度又は当年度のいずれでもよいとされています。高知市教育委員会では，この点検・評価を単なる評価にとどまらせることなく，「計画」－「実施」－「評価」－「見直し」の一連の業務サイクルとして捉え，事務の改善につなげ，次年度の施策に反映させるため，対象年度を当該年度分とし，点検・評価を行いました。

3 項 目

点検・評価を行う項目については，全ての事務に対して行うことは難しいため，令和元年度の教育施策の重点課題として「学力向上対策」，「特別支援教育の充実」，「児童生徒の安全対策の推進」の3項目の点検・評価を行うこととしました。

その他の事業については，翌年の市議会9月定例会に決算の認定議案と併せて提出している主要施策成果報告書を基にご意見をいただきたいと考えています。

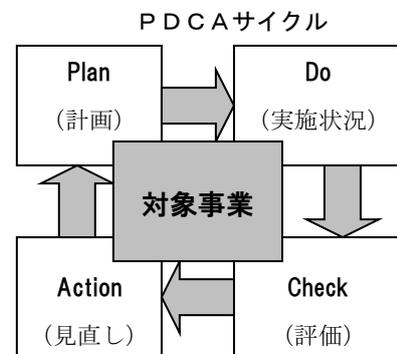
4 点検・評価の方法

(1) 概要

点検・評価の方法は，対象項目をそれぞれの事業レベルにまで分け，事業の成果や課題を挙げて，達成度と方向性を評価しました。

具体的には，各事業の達成度を「AA」，「A」，「B」，「C」，「D」の5段階（別表①参照）で評価することとし，各事業の方向性を「a」，「b」，「c」の3段階（別表②参照）で評価することとしました。

この事業ごとの評価結果を基に，改めて点検・評価対象事務の取組全体を評価（別表③参照）し，翌年度への見直しにつなげることをとしています。



別表① 「各事業の達成度」

達成度	定性的内容	定量的内容
A A	目標を大幅に上回る成果を挙げている。	達成水準に対して120%以上の成果を挙げた。
A	目標を上回る成果を挙げている。	達成水準に対して110%以上の成果を挙げた。
B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。	ほぼ達成水準どおり（90%以上から110%未満）の成果を挙げた。
C	目標どおりの成果に至らない見通しである。	達成水準に対して90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る見通しである。	達成水準に対して80%未満の成果であった。

別表② 「各事業の方向性」

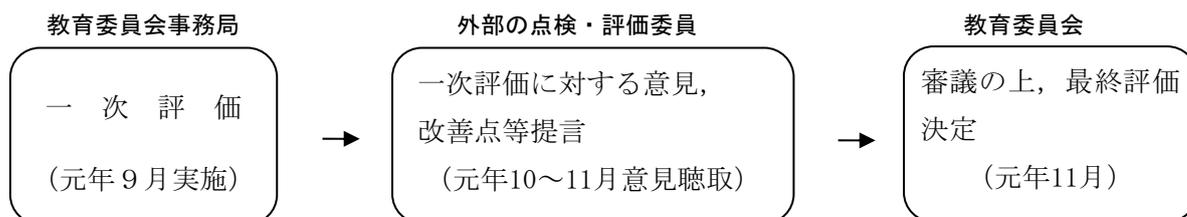
方向性	内 容
a	現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続する。
b	現状の取組の方向性は良いが、事業手法の改善等を行う必要がある。
c	事業の抜本的な見直しが必要である。

別表③ 「点検・評価対象事務の全体評価」

内 容
対象事務の各事業は、順調に推移しており、現状の取組で良い。
対象事務の各事業は、ほぼ成果を挙げているが、少し見直しが必要である。
対象事務の各事業の進捗に遅れが見られ、効果の低い事業を見直す必要がある。
対象事務の各事業の進捗が大幅に遅れており、抜本的に見直す必要がある。

(2) 具体的な点検・評価の手順

点検・評価の手順は、まず教育委員会の事務局において、個別の事務事業について一次評価を行いました。この一次評価を基に、外部の点検・評価委員2名からの意見や提言を踏まえ、教育委員会が最終評価を決定しました。



(3) 点検・評価委員

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定により、下記の2名の方に事務の点検・評価委員をお願いしました。

いただいた意見等は28ページ以降に掲載しています。

氏 名	役 職 等
柳 林 信 彦	高知大学 教職実践高度化専攻長
副 田 謙 二	元高知市立学校長

学力向上対策

～学力向上推進室の取組の充実～

本市では、全国学力・学習状況調査の初年度である平成19年度の調査結果を受け、平成20年度を「授業改革元年」とし、平成24年度からは「学力対策第二ステージ」と位置付け、学力対策と生徒指導対策を両輪として、学力向上に取り組んできた。

「学力向上対策」については、平成20年度から平成24年度までの間、教育委員会事務の点検・評価の項目として取り上げ、平成25年度には学力向上対策の重点的な取組として、「高知チャレンジ塾における学習支援の充実」と、「就学前教育の推進」の2項目に絞って点検・評価を行った。

また、平成27・28年度においては、これまで点検・評価において「学力向上対策」事業の一つとしていた「幼児期の教育と小学校教育の連携」を重点的な取組として特化し、「保幼小連携教育の推進」について点検・評価を行った。

全国学力・学習状況調査における本市の結果は、小学校においては全国平均レベルを維持しているものの、目標とする全国トップレベルには至っておらず、中学校においても改善傾向ではあるが、目標である全国平均レベルには至っていない。こうしたことから、「学力対策第二ステージ」の最終年度となった平成29年度からの4年間において「学力向上アクティブ・プラン」を展開し、これまでの取組を継承しつつ、学力向上対策の更なる充実を図っている。

「学力向上アクティブ・プラン」実施3年目となる令和元年度の重点事項の1つとして、昨年度設置された「学力向上推進室」による学校への指導支援体制の強化があげられる。本市の喫緊の課題である教員の指導力向上や児童生徒の学力向上において、学力向上推進室の学力向上推進員や指導主事が中心となり、課題解決に向けた機動性のある取組を推進することで、本市が目標としてきた小学校は全国トップレベル（全国平均正答率比105）、中学校は全国平均レベル（全国平均正答率比100）を目指している。

学力向上 *Active* アクティブ・プラン 平成29年度～平成32年度（抜粋）

Active 1

各事業のRPDCAサイクルを確立し改善を図る

これまで以上に機動性をもって指導できる体制を強化するための学力向上推進室を設置して学校訪問と進捗管理を行う。
学びの羅針盤（授業づくりハンドブック）及び授業アイデア例の活用と実践

Active 2

各校の状況分析と必要な手立ての提案

学力向上総括専門官を招聘し、指導主事等との訪問指導により、各校の状況分析と必要な手立てを提案する。特に、算数・数学を核とした授業改善を推進し、その取組を高知市全体に普及することで学力の向上につなげる。

Active 3

新学習指導要領の理解と教育課程の編成

新しい時代を切り拓いていく資質・能力の育成を目指して、新学習指導要領の理解を深め、移行期の取組を推進するために、教育課程に関する研修や学校訪問を実施する。また、カリキュラム・マネジメントモデル事業や教育課程拠点校事業を継続し、取組の改善・拡充を図る。

学力向上推進員による学校経営計画に関する訪問（1校当たり年間3回→4回へ増加）と、初任者の育成への支援（1人当たり年間5回）を継続して行う。
指導主事による「学びの羅針盤」や「授業アイデア事例集」に加え「算数・数学指導実践集」を活用した具体的な授業づくりや授業改善への指導支援の更なる充実と共に、中学校の教科会への関わりをより深めることで、教員の指導力の一層の向上を図る。

指定校（潮江東小）、拠点校（小学校3校、中学校3校）に対して、高知県教育委員会学力向上総括専門官を中心に、教材研究や授業研究を通して、新学習指導要領の目指す授業づくりや授業改善の方向性について、引き続き具体的な指導・助言をいただく。また、その内容をHP等で紹介も継続する。加えて、拡大された「授業づくり講座」の対象教科（国語、英語、道徳）についても、拠点校、推進校への支援と共に、取組を広く普及するための活動を行う。

小学校は令和2年度、中学校は令和3年度の全面実施に向けて、移行期間の最終時期を迎える新学習指導要領の趣旨を、教材研究や授業研究を通じて普及し、子どもたちに育成すべき資質・能力を育むための授業づくりを一層推進していく。
また、学校運営への指導助言等を通じて、組織的なPDCAサイクルを活用したカリキュラム・マネジメントの充実を図る。

1 計 画

(1) 目標

全国学力・学習状況調査において、小学校は全国トップレベル（全国平均正答率比105）、中学校においては全国平均レベル（全国平均正答率比100）を目標とする。

学力向上対策として、平成29年度からの4年間に「学力向上アクティブ・プラン」を展開し、これまでの取組を継承しつつ、新たな学力向上のための取組（校内研究体制や学年会、教科会の強化・充実。若年教員の指導・育成。）の更なる充実を図っていく。

(2) 目標設定の理由

平成29年度から4年間の「学力向上アクティブ・プラン」を展開しているが、平成31年度の全国学力・学習状況調査では、小学校においては全国平均レベルを維持しているものの、目標とする全国トップレベルには至っておらず、中学校においても目標である全国平均レベルには至っていない。これまでの取組を検証し、学力向上対策の更なる充実を図っていく必要がある。

(3) 対象事務の現状、課題等

平成30年度全国学力・学習状況調査では、小学校については全国平均レベルを維持していると言える。

中学校については、平成19年度の調査開始当初から見れば改善傾向にあるものの、依然として全国平均を下回る厳しい状況であり、各学校の課題に応じた着実な取組が求められる。

2 実施状況（令和元年度）

■令和元年度学力向上対策における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
学力向上アクティブ・プラン ～学力向上推進室の取組の充実～	C	a

*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

3 点検・評価対象事務の全体評価（令和元年度）

評 価	対象取組の各事業は、ほぼ成果を挙げているが、少し見直しが必要である。
-----	------------------------------------

授業改善を中心とした学力向上の取組を引き続き推進していく方向性は良いと判断する。

指導主事等の訪問指導による教員の授業力向上のための実践研究の仕組みが、学校に定着しつつあることは評価できる。

4 見直し

(1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

学力向上推進室による校内研究、教科会等への定期的な関わりを行うことができた学校については、教員集団が意欲的に授業研究に取り組む姿勢が見られるようになり、昨年度、学力向上推進室が重点的に訪問した小学校12校中9校、また中学校8校中5校において、全国平均正答率、または昨年度の自校の結果を上回るなどの成果が見られた。一方、指導主事による継続的な訪問を行うことができていない学校については、学力調査結果を踏まえた課題解決を図るための授業改善について十分な指導を行うことができていない。

(2) 改善策の検討

平成29年度から4年間計画で「学力向上アクティブ・プラン」を展開している。長期的視点で見れば、これまでの学力向上対策は一定の成果が出ている。これまでの取組を継承しつつ、各学校の実態に応じて機能的・主体的・組織的に取組を実施するための支援を行うとともに、新学習指導要領の実施に向けて教育課程の見直しや授業づくりを行うことで、学力向上対策をより充実させていく。

具体的には、本市の喫緊の課題である教員の指導力向上や児童生徒の学力向上に向けて、本年度学力調査において成果の見られた学校の取組や学力向上推進室の関わりを、諸条件により成果の出にくい学校への重点的な指導にいかすとともに、学校の実態に応じて、学力の底上げをねらいとした家庭学習や個別対応への支援を図っていく。

○ 点検・評価委員の意見・提言への対応

高知市の児童生徒の学力状況は、小学校においては、算数は全国平均を上回る状況であるが、国語はここ数年下降傾向にあり、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の4つの領域全てにおいて、全国平均を下回る結果となっている。中学校については、長期にわたり徐々に改善傾向にあるものの、国語、数学共に、いまだ全国平均を大きく下回る状況にある。

また、学力課題の改善と併せて、令和2年度には小学校、令和3年度には中学校

における新学習指導要領の全面実施に向けて、学校として子どもたちに育成すべき資質・能力を育むために「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりの推進が求められる。

さらに、本市においては、今後数年の間に管理職、また、同世代のベテラン教員の多くが退職となることに伴い、若年教員の増加が想定されることから、学校の組織的な運営や教員の授業力向上について、指導支援体制をより強化する必要がある。

こうした課題に対応していくために、昨年度、学校教育課内に「学力向上推進室」を設置し、学校への指導支援を強化した。

本年度、学校運営や初任者育成に対して支援を行う学力向上推進員（スーパーバイザー）1名、授業改善に対して指導・助言を行う指導主事3名が増配置され、機動性のある学力向上対策を一層推進していくことを目指している。

以下、いただいた6つの提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① 各学校への指導主事や推進員の訪問を通じた経営的な側面に対する支援の
拡充

【提言①に対応する取組】

本年度、学力向上推進員による、学校経営計画に関する訪問回数を年間4回（昨年度は3回）とし、学校経営計画の作成、中間検証、改善等についての支援体制をより充実させた。進捗状況を把握するとともに、客観的評価を取り入れたPDCAサイクルによる改善策の実施などを助言し、学校教育目標の達成に向けて具体的な支援を行っている。

また、喫緊の課題である若年教員の育成についても、学力向上推進員による初任者教員への年間5回の訪問指導と併せて、指導主事による若年教員の授業づくりへの指導・助言を通して、若年教員の研修にベテラン教員が関わる仕組みを構築し、学校の組織的な研究推進体制の確立を目指していく。

提言② これまでの学力向上対策の取組の成果及び課題の分析内容の蓄積並びに
一般化

【提言②に対応する取組】

訪問指導に当たっては、子どもたちに付けるべき学力を明確に示し、小学校では学年や低学年・中学年・高学年のブロック単位、また、中学校では教科会を中心として、授業づくりに対する指導を継続的、計画的に行ってきた。

その結果、昨年度、重点的な訪問指導を行った小学校12校のうち9校において、また、中学校8校のうち5校において、全国調査において全国平均や自校の前年度の結果を上回るなどの成果が見られた。成果の見られた学校において共通して見られるのは、学校長のリーダーシップのもと、学力向上推進室の訪問指導を自

校の課題解決のために積極的に受け入れ、活用し、教職員が一体となって組織的な授業改善に取り組む姿勢であり、広く普及したい。

支援訪問を行う学校の調査結果の分析から明らかになった教科・領域別の課題の解決に向けた具体的な授業づくりを学校に提案する取組を重ねていく中で、蓄積された指導の手段や手法等を指導主事が共有し、改善を加えながら多くの学校への支援訪問に活用していきたいと考える。

提言③ 学校訪問によって得られた情報のデータベース化による活用

【提言③に対応する取組】

学力向上推進員による、「学校経営計画」に係る訪問（1校につき年間4回）及び初任者指導に係る訪問（1人につき年間5回）については、訪問記録をデータ化し、蓄積することで、常に現状や変遷を確認することができている。各種学力調査等の結果についても蓄積されていることから、学校への支援訪問も含めた様々な情報を精選し、集約してデータベース化することは有効であり、今後の学校支援において活用できるものとする。

提言④ 全国学力・学習状況調査結果の多面的な分析

【提言④に対応する取組】

全国学力・学習状況調査における、国語や算数・数学などの教科に関する調査の結果を詳細に分析し、校長会等を通じて課題と対策等の情報を提供するとともに、要請を受けた学校に指導主事等が訪問し、学校個別の結果分析を基に実態に応じた具体的な課題改善に向けた取組の方向性を明確に示している。

また、児童生徒や学校に対する生活習慣や学校環境に関する質問紙調査の結果と、教科に関する調査の結果の相関を分析し、学校の実態に応じた改善策を提示している。

児童生徒の学力と密接な関係にある家庭学習や生活の習慣等についても、引き続きリーフレット等を通じて保護者や市民に対して周知を図り、家庭における具体的な支援や協力をお願いしていきたいと考える。

提言⑤ 指導主事及び学力向上推進員の円滑な学校訪問指導に対するさらなる学校体制づくり — 学力向上対策推進のための予算獲得（人員配置含む） —

【提言⑤に対応する取組】

教員の新規採用者の増加に伴い、学校（特に小学校）における若年教員の占め

る割合は年々増加している。一方、ベテランと若年の間にあり、学校の中核（ミドルリーダー）として活躍が期待される中間層が少ない状況が生じており、指導技術や知識等の継承の機能が弱体化する中で、教員の資質・指導力の向上に関わる指導主事や学力向上推進員の存在は、その重要度が増している。

教材研究や授業づくりにおいて、学校・教員の主体性を尊重しながら指導主事が適切な助言等を行い、授業が変わり、子どもたちが変わることで、学校から学力向上推進室が高く評価され、信頼を得ることが、円滑な学校訪問指導につながると考える。

また、学力向上対策の推進において、教員の教材研究等の授業準備の時間の確保は重要であり、教員の増配置等の人的配置の充実は最も効果のあるものの一つである。

教員の業務を補助する補助員・支援員等の配置の効果も高く評価されており、県教育委員会への教員の増配置の要望とともに、市単独予算で配置される補助員・支援員等の増配置についても努力していきたいと考える。

提言⑥ 学校教育活動以外の学力向上対策事業等（チャレンジ塾、放課後学習室等）の情報の把握

【提言⑥に対応する取組】

学力調査結果等から児童生徒の状況を知る中で、授業だけでは学力の定着が困難で、個別の支援が必要な子どもたちの存在が明らかになり、こうした児童生徒への手立ての難しさを感じる。教員は日々、個別指導を通して学力の向上に努めているが、家庭の協力を得ることが難しいなど、厳しい環境にある子どもたちにとって放課後や学校外での学習支援は重要である。

こうした学習支援については、国、県からの補助を受けて、小中学校に支援員を配置し、放課後学習支援を行うことと合わせて、小学校では放課後児童クラブや放課後学習室、中学校では健康福祉部と教育委員会が協力しながら、高知チャレンジ塾といった学習支援も行っている。

本市の学力向上において、学力の底上げは大きな課題であり、「放課後等学習支援員事業」をはじめとする様々な学習支援施策の状況についても把握に努めたいと考える。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象取組： 学力向上対策 】

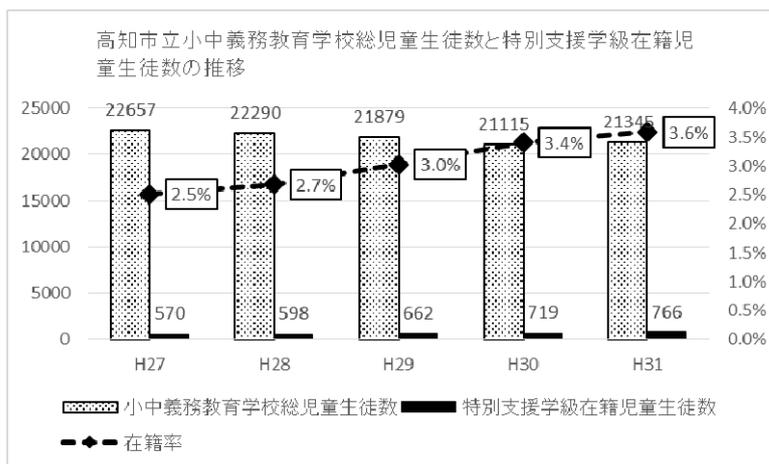
事業名	「学力向上アクティブ・プラン」 ～学力向上推進室の取組の充実～		担当課	学校教育課
1 事業の目的・概要等	【事業の目的】 小・中学校共に、授業改善による学力向上や、学校経営における目標達成のための学校運営への助言等を、学校訪問等を通して組織的、計画的、継続的に行っていくことを目的とする。			
	【事業の概要】 指導主事による「学びの羅針盤」及び「授業アイデア事例集」を活用した具体的な授業づくり、授業改善への指導助言等により、教員の資質・指導力向上を図り、子どもたちの学力向上を目指す。 小学校は令和2年度、中学校は令和3年度の新学習指導要領全面実施に向けて、その趣旨を教材研究や授業研究を通じて普及し、子どもたちに育成すべき資質・能力を育むための授業づくりを推進していくとともに、組織的なPDCAサイクルを活用したカリキュラム・マネジメントの充実を図る。			
	【達成すべきレベル】 全国学力・学習状況調査（全国平均正答率比） 小学6年生 105 （H31：国 96 算 101） 中学3年生 100 （H31：国 91 数 87） ※例年、調査対象は小学6年生及び中学3年生			
2 成果	(1) 全国学力・学習状況調査の結果について 平成30年度に学力向上推進室が重点訪問を行った小学校12校中9校、中学校8校中5校において、全国平均正答率または昨年度の自校の結果を上回る成果をあげた。 (2) 学力向上推進室の指導主事による学校訪問回数（4月～8月の訪問延べ回数） 昨年度 395回 → 本年度 737回（+342回）			
3 課題等	全国学力・学習状況調査においては、小学校については全国平均レベルを維持しているといえるが、ここ数年は下降傾向にあり、原因分析と早急な手立てが必要である。 中学校については、平成19年度の調査開始当初から見れば改善傾向にあるものの、依然として全国平均を下回る厳しい状況であり、各学校の課題に応じた着実な取組が求められる。			
4 改善策の検討	今後、各校の学力調査結果や学力向上の取組の実情を基に、教科指導や事業推進等において訪問指導を充実させ、課題解決に向けた取組を推進していく。			
5 評価	達成度	方向性	評 価 内 容	学力向上に対して、学校組織による主体的な取組が行われるよう、学校経営、授業改善及び教員の育成等、多面的な指導及び支援を行っていく。
	C	a		
(参考) 本事業の 評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果を挙げている。		達成水準に対して120%以上の成果を挙げた。
	A	目標を上回る成果を挙げている。		達成水準に対して110%以上の成果を挙げた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり（90%以上から110%未満）の成果を挙げた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。	

特別支援教育の充実

～「特別支援学級サポート事業」と「特別支援教育相談充実事業」の取組～

平成28年4月の「障害者差別解消法」施行から4年目を迎えている中、高知市における平成31年度の特別支援学級設置数は197学級、在籍児童生徒数は766人（令和元年5月1日）となっている。平成27年度から比較すると、特別支援学級児童生徒の在籍率は2.5%から3.6%と1.44倍に増加している現状があり、児童生徒総数は減少している一方、特別支援学級に在籍している児童生徒数の増加傾向は著しい状況にある。

また、「特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査」（平成30年12月実施）によると、高知市立小中義務教育学校の通常の学級において、医師による発達障害の診断がある児童生徒は、小学校等では2.5%、また中学校等では3.3%の児童生徒の在籍が報告されている。



そして、本市の高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（2018～2020年度）では、重点施策に「特別支援教育の充実」が継続して掲げられており、その中で特別支援学校、特別支援学級だけでなく、「通常の学級における特別支援教育の充実」が今後の取組の方向性に追加されて示されている。

そのような中、各学校において特別支援教育の充実を図るために、高知特別支援学校教員と特別支援学級担任の指導力の向上を目指した「特別支援学級サポート事業」と通常の学級に在籍する児童生徒の心理検査の実施等を含んだ教育相談を充実させるための「特別支援教育相談充実事業」について取組を進めている。

1 計 画

(1) 目標

特別支援学級サポート事業を実施し、特別支援教育スーパーバイザーと指導主事等が、知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級と高知特別支援学校に訪問し、指導・助言を行うことと併せて、学級担任の状態に応じて重点訪問（経験の浅い担任等が対象）や集中訪問（学校長の要請により、学級経営に苦慮していると思われる担任等が対象）を行い、直接、学級担任に対して授業づくり等の指導・助言を行う（12月末までに、重点訪問20校（200回）、集中訪問20校（100回）の訪問支援）。

特別支援教育相談充実事業を実施し、臨床発達心理士等の資格を有する特別支援教育相談員の配置により、全ての相談依頼に対応し、心理検査等への実施や分析、教育相談を行うことで、児童生徒が安定した学校生活を送ることができるように支援する

(教育相談依頼に最大150ケース対応)。

(2) 目標設定の理由

特別支援教育の充実に向けては、特別支援学級や特別支援学校の教育活動が推進されていること、通常の学級に在籍している発達障害等のある児童生徒に適切な支援が提供されていることが求められる。

知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級に、各教科等を合わせた指導を中心にした知的障害教育の推進や児童生徒の実態に合わせた適切な自立活動の展開が求められている。

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に対して、心理検査等の実施、分析、教育相談を行うことで、保護者や学級担任が適切な支援を行い、児童生徒が安定した学校生活を送ることが求められている。

(3) 対象事務の現状、課題等

高知市立学校には知的障害学級は58学級、自閉症・情緒障害学級は91学級を含め、特別支援学級は197学級ある。

保護者が受診を希望しても、児童精神科の医師が不足し、初診は長期間待ちの状態である。

本市の発達障害の診断・判断のある児童生徒は小・中・義務教育学校において増加している。文部科学省の調査(H24)によると通常の学級には6.5%の発達障害の児童生徒が在籍しているという報告がある。高知市の平成30年度の調査によると、医師による発達障害の診断がある児童生徒は、小学校等では約2.5%、中学校等で約3.3%の在籍が報告されている。

発達障害の診断・判断のある児童生徒数及びその可能性のある児童生徒(特別支援学級に在籍含む)の割合の年次推移(高知市)



2 実施状況(令和元年度)

■令和元年度特別支援教育の充実における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
特別支援学級サポート事業	A	a
特別支援教育相談充実事業	B	a

*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

3 点検・評価対象事務の全体評価（令和元年度）

評 価	対象取組の各事業は，順調に推移しており，現状の取組で良い。
------------	-------------------------------

対象取組の各事業は，特別支援教育の充実に向けての方向性は良く，事業を継続していくことが必要であると評価する。

4 見直し

(1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

講師が担任に従事している学級が54学級（約27%）ある。

関係機関（福祉や医療等）と連携した支援の充実が求められており，通常の学級担任以上の業務があり，指導力等の向上が求められている。

特別支援教育を牽引してきたベテラン教員の退職が続くため，校内での研修体制を整備することが必要である。

教育相談依頼は学期末面談後に集中する。

(2) 改善策の検討

集中訪問や重点訪問の訪問支援の中から，効果的であった支援などを，放課後ミニ講座等の開催や支援事例集を発行するなどして広げていく。

関係機関（福祉や医療等）と連携した支援会のマネジメントをはじめ，校内支援体制の整備は，各学校の「特別支援教育学校コーディネーター」が要となって推進していくことができるよう，研修会等を実施する。

○ 点検・評価委員の意見・提言への対応

評価委員からは，発達障害のある子どもたちにユニバーサルデザインに基づいた教育提供がなされないと，二次障害につながることを懸念され，学校の教育活動そのものへの参加が難しくなる場合があるご指摘をいただくとともに，特別支援学級の担任は，必ずしも特別支援教育に関する専門的な知見を有している教員が担当しているわけではなく，そうした学級では結果的に，子どもたちへの教育提供が効果的なものにならないおそれがあることのご指摘をいただいた。

一方，教育研究所の取組の方向性としては，極めて妥当なものであるとの評価をいただくとともに，今後も強力に取り組み，学校や担当教員への具体的な指導助言も充実深化を図るよう，ご助言をいただいた。

以下，いただいた6つの提言とその提言に対する取組について述べる。

提言① 子どもの特性に応じた教育提供

【提言①に対応する取組】

子どもの特性に応じた教育の提供を推進するためには、特別な支援を必要とする子どもの支援の引継ぎが重要である。

教育研究所においては、こども未来部と連携して、年長児を対象とした就学相談を行っている。その中で、就学相談を実施した全ての子どもに対して保護者と保育所・幼稚園・認定こども園が協力して「個別移行支援計画」を作成している。

特別な支援を必要とする子どもが小学校・義務教育学校前期へ入学をする際には、保護者と小学校等と保育所等が事前に引継ぎ会を実施し、「個別移行支援計画」を基にして、入学後の新しい環境に少しでも対応しやすいように具体的な支援方法を確認している。

入学後、小学校等では「個別移行支援計画」を参考にして、関係機関等と連携しながら、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成しており、高知特別支援学校と高知市立小・中・義務教育学校に設置する特別支援学級に在籍する全ての児童生徒においては、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成して、支援を行っている。

それぞれの子どもにとって適切な支援の提供が引き継がれていくために、これらの個別の諸計画等において、子どもの特性の実態把握に基づく具体的な手立て等を保護者等と連携して作成するとともに、通常の学級に在籍する児童生徒の個別の諸計画等の作成率の向上と計画に基づいた指導内容の充実に向けて取り組んでいく。

提言② ユニバーサルデザインに基づいた教育システムの構築

【提言②に対応する取組】

授業に集中できるような教室環境の整備や、見通しをもって活動するための「めあて」や授業内容の提示、教材・教具の工夫などは、発達障害のある子どもだけでなく全ての子どもにとって安心して過ごせる環境である。

高知市教育委員会では、平成30年3月に各学校の授業改善の取組の指針となるように、「学びの羅針盤～これからの授業づくりとは～」を小・中・義務教育学校の全ての教員に配付した。

本冊子の「第2章資質・能力の育成を目指した授業づくりに向けて」に「ユニバーサルデザインを意識した授業づくり」と項立てし、ユニバーサルデザインに基づく授業づくりのポイントを示しており、校内研修等でも活用できるようにして、周知を図っている。



また、初任者研修や若年教員研修等で活用したり、市教委の指導主事等が授業研究等で学校を訪問し、指導・助言を行う際に活用したりと多くの場で教員の資質・指導力の向上を図っている。

「学びの羅針盤」を効果的に活用し、全ての教員がユニバーサルデザインを意識した「分かる授業」が実践されるよう、授業力の向上を図っていく。

提言③ 特別支援教育に関する統合的なデータベースの作成と、それらを活用した各学校や学級に最適化された学校支援策の形成と提供

【提言③に対応する取組】

平成26年度から、知的障害特別支援学級の担任が実践を持ち寄り、情報交換できる場として、夏季休業中にグループ実践交流を実施してきた。そこで集められた実践事例を、「知的障害特別支援学級 生活単元学習 学習指導（支援）案綴り」として発行し、各学校と知的障害特別支援学級担任に配付し、活用を促した。本取組は平成30年度からは「特別支援学級サポート事業」の一環として実施し、充実を図っている。

また、本年度は、初めて特別支援学級の担任となる教員が、4月から円滑な学級経営を行うことができるようにするために、児童生徒を受け入れるに当たっての留意事項や授業の進め方、個別の諸計画の作成などの基礎知識についてまとめた冊子を作成し、配付した。

これらの冊子に掲載されている内容は、特別支援学級の担任のみならず、通常の学級における特別支援教育についても役立つものとなっている。そこで、これらの冊子のデータ化を行い、ポータルサイト等を活用することを含め、全ての教職員がいつでも必要な情報にアクセスできるよう、検討していく。

提言④ 未就学児の情報収集及び就学（教育）相談活動の充実

【提言④に対応する取組】

未就学児の情報収集を行い、就学相談を実施していくためには、保育所等や子ども未来部との連携を図り、個別支援の必要な幼児の情報を早期に把握していくことが必要である。そのため、各保育所等には年度初めに就学相談依頼書等の書類を送り、年長児の情報を提供してもらい、指導主事等が巡回し就学相談に当たっている。その際、医療での診断等の確認を行うが、医療での手続に時間を要するため、就学相談とともに心理検査等の実施も行いながら進めている状況がある。また、必要に応じて、巡回期間に限らず、年間を通して就学相談に対応している。

今後も引き続き、各関係機関との連携を図り、早期の情報収集を図り、就学相談活動の充実を図ることで、年長児にとって就学先へのスムーズな入学の準備を

進めることにより、円滑な引継ぎと小学校等や特別支援学校小学部の教育環境の充実を図っていく。

提言⑤ 特別支援担当指導主事の増配置

【提言⑤に対応する取組】

教育研究所特別支援教育班は、主に障害等による特別な支援の必要な年長児や児童生徒の就学相談や教育相談といった業務を担っている。相談件数の増加や相談内容の多様化・複雑化に伴い、平成26年度から指導主事が1名増員となり、さらに本年度（平成31年度）も指導主事が1名増員され、班長1名と指導主事4名体制で業務に当たっている。

また、平成30年度から特別支援学級在籍児童生徒数の90%を占めている、知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級担任の指導力向上に向けた「特別支援学級サポート事業」に取り組んでおり、本年度は、本事業を充実させるため、「特別支援教育スーパーバイザー」を1名増員し、平成30年度の2名に加え、3名体制とし、高知特別支援学校への支援を行うことができるようになった。

さらに、本年度からは「特別支援教育相談充実事業」に取り組み、心理士等の資格を有する「特別支援教育相談員」を教育研究所に配置し、主に通常の学級に在籍する発達障害等に係る児童生徒への心理検査等の実施を含む教育相談に対応している。

本年10月末段階で、51ケースの相談依頼に対応し心理検査等の実施、検査結果から教育相談を行い、児童生徒が安定した学校生活を送ることができるようになったり、保護者、学級担任が適切な対応ができるようになったりしている。

このような状況の中、「指導主事」、「特別支援教育スーパーバイザー」、「特別支援教育相談員」の人的資源を効果的に活用し、特別支援学校や特別支援学級の充実にとどまらず、通常の学級において、ユニバーサルデザインに基づいた支援や指導の推進に取り組んでいく。

提言⑥ 特別支援教育相談担当の心理士による支援の充実

【提言⑥に対応する取組】

本年度配置している1名の「特別支援教育相談員」は、長年、高知市で特別支援教育をけん引してきた教員であるとともに、「臨床発達心理士」の資格を有しており、学校教育の分野で活躍してきた「心理の専門家」といえる。

学校教育実践に精通している「心理の専門家」であるので、心理検査等の実施はもとより、その結果から分析を行い、保護者と教員に対して指導主事と共に教育相談を行っている。心理検査等の分析結果に基づいて、保護者へ児童生徒の特性について説明する際には、豊富な経験により保護者の思いに寄り添った対応を

行い、家庭の中でできる支援についても丁寧に説明を行うことで、保護者が安心感を持てるようにしている。

そして、教員に対しては、その児童生徒の特性に応じた具体的な支援についての説明に併せて、周りの児童生徒への支援についての指導・助言を的確かつ具体的に行っている。

今後は、こども未来部と連携を図り、乳児期及び学齢期の「心理の専門家」が連携し、情報交換等を行うことで、心理検査等の結果に基づく発達段階に応じた支援について充実させることも重要であるとする。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象取組： 特別支援教育の充実 】

事業名	特別支援学級サポート事業		担当課	教育研究所
1 事業の目的・概要等	【事業の目的】 特別支援教育スーパーバイザー3名が、知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級担任と高知特別支援学校教員を訪問支援することで、授業づくりや学級経営、合理的配慮の提供等について、指導・助言を行い、教員の資質・指導力の向上を図る。			
	【事業の概要】 特別支援教育スーパーバイザーと指導主事等による定期訪問や、特別支援学級の状態に応じた重点訪問（経験の浅い担任等が対象）及び集中訪問（学校長の要請により、学級経営等に苦慮していると思われる担任等が対象）を行い、児童生徒の障害特性の見取りや授業づくりの示範、学級経営等について直接、指導・助言を行う。また、定期訪問の際には、管理職の面談を行い、学校における特別支援教育の充実に努める。			
	【達成すべきレベル】 年間を通じて定期訪問を57校で実施。また、12月末までに重点訪問を20校（200回）、集中訪問を20校（100回）で実施する。 本年度中に、知的障害教育における公開授業研究を3校の知的障害特別支援学級、また、自立活動の公開授業研究を2校の自閉症・情緒障害特別支援学級で実施する。			
2 成果	7月末段階で、知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級設置校と高知特別支援学校の57校中、27校の定期訪問を実施できた。新任及び若年教員、講師など経験の浅い特別支援学級担任に対し重点訪問を15校（137回）実施。学校長からの要請に基づく集中訪問を7校（47回）実施し、特別支援学級担任に児童生徒の特性理解及び支援の方法、授業づくり等の指導・助言を行った。 なお、公開授業研究は9月以降に実施を計画している。			
3 課題等	講師が担任に従事している学級が54学級ある。新任及び若年教員が担任となっている割合が高く、学級経営に苦慮していると思われる学級担任が多い。また、関係機関（福祉や医療等）と連携した支援の充実が求められており、支援会を計画したり、運営したりするマネジメント力が求められている。特別支援教育を牽引してきたベテラン教員の退職が続くため、校内での研修体制を整備することが必要である。			
4 改善策の検討	集中訪問や重点訪問の訪問支援の中から、効果的であった支援などを、放課後ミニ講座等の開催や支援事例集を発行するなどして広げていく。また、関係機関（福祉や医療等）と連携した支援会のマネジメントをはじめ、校内支援体制の整備は、各学校の「特別支援教育学校コーディネーター」が要となって推進していくことができるよう、研修会等を実施する。			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	訪問支援による、個々の児童生徒の障害特性に応じた具体的な指導・助言は、適切な支援に結びつき、児童生徒の成長につながる。
	A	a		
(参考) 本事業の 評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		達成水準に対して120%以上の成果をあげた。
	A	目標を上回る成果をあげている。		達成水準に対して110%以上の成果をあげた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり（90%以上から110%未満）の成果をあげた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。	

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象取組： 特別支援教育の充実 】

事業名	特別支援教育相談充実事業		担当課	教育研究所
1 事業の目的・概要等	【事業の目的】 臨床発達心理士等の資格を有する「心理の専門家」が、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒への教育相談や心理検査等に早期対応を行い、保護者や教員に対して、適切な合理的配慮の提供等についての指導・助言を行うことで、児童生徒が安定した学校生活を送ることができるよう支援の充実を図る。			
	【事業の概要】 臨床発達心理士等の資格を有する特別支援教育相談員を教育研究所に配置し、心理検査や面談等、そして検査結果の分析、それに基づく教育相談を実施する。また必要に応じて、学校に訪問して、児童生徒の状態の見取りや保護者や教員等との面談、支援内容等の助言等を行う。			
	【達成すべきレベル】 本年度は、2名の特別支援教育相談員を週2日（延べ週4日）配置し、心理検査等を実施する。相談依頼に対して、迅速に対応できる環境を整備して、最大150ケースの依頼に対応する。			
2 成果	通常の学級に在籍する児童生徒の教育相談依頼への対応が速やかに行えるようになり、7月末段階で、29ケースの相談依頼に対応し、心理検査等の実施、検査結果から教育相談を行った。中には、通級指導教室での支援につながったケースもあり、児童生徒が安定した学校生活を送ることができたり、保護者、学級担任が適切な対応をできるようになった。			
3 課題等	通常の学級に在籍する児童生徒の教育相談依頼は、学期末面談等の後に集中する。			
4 改善策の検討	現段階では、日程調整をスムーズに行うことで対応ができているので、教育研究所において心理検査や教育相談の実施を継続していくが、教育相談依頼の状況を見ながら、必要に応じて学校の相談室等で実施する。			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	達成度は教育相談依頼の受理状況によるが、「心理の専門家」による心理検査の実施、分析が児童生徒の適切な支援につながり、安定した学校生活に結びつく。
	B	a		
(参考) 本事業の 評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		達成水準に対して120%以上の成果をあげた。
	A	目標を上回る成果をあげている。		達成水準に対して110%以上の成果をあげた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり（90%以上から110%未満）の成果をあげた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。

児童生徒の安全対策の推進

～「自転車通学時のヘルメット着用」と「ブロック塀改修」～

～自転車通学時のヘルメット着用～

平成31年4月1日に「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されたことに伴い、高知県教育委員会は、自転車通学時のヘルメット着用を推進することを目的とした「高知県自転車ヘルメット着用推進事業費補助金交付要綱」を制定し、平成31年4月1日から施行した。この要綱は、ヘルメット購入に係る補助事業を行う市町村に対して、県から補助を行うことを定めたものである。

このことから、高知市教育委員会においても、児童生徒の自転車利用時（通学や部活動等）の安全を確保するため、自転車用ヘルメット購入費用の一部を助成し、保護者の経済的負担を軽減することで、児童生徒の交通安全対策に寄与していくために、購入費助成事業を実施するものである。

また、自転車通学時のヘルメット着用については、校則等でヘルメット着用の義務付けを行っている学校もある。しかし、高知市の中学校では義務化をしている中学校は少なく、ヘルメットの着用率は低い。子どもたちの交通安全のことを考えると、交通ルールの遵守及び交通マナーの向上と併せて、ヘルメット着用を推進していくことも必要であり、そのためには地域や関係機関の方に理解と協力をいただきながら、ともにヘルメット着用を推進していくことが重要だと考える。自転車通学時のヘルメット着用について、子どもたちがヘルメットの必要性を認識した上で、自主的に着用する取組にしていき、子どもたちの交通安全に対する意識を醸成していくことが非常に重要である。

1 計 画

(1) 目標

自転車用ヘルメット購入費の一部を助成することにより、購入費の負担軽減を図り、児童生徒の交通安全対策に寄与することを目的とする。助成人数としては、生徒数の約15%である1,000人を目標に助成を行う。

自転車通学時のヘルメット着用を推進するために、「登下校時におけるヘルメット着用の推進に関わる協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、年間3回以上協議会を開催する。ヘルメット着用を推進する取組について、有識者や保護者、警察、交通安全会議など関係団体の代表者からの意見を基に児童生徒のヘルメット着用の啓発を図る。

(2) 目標設定の理由

ヘルメット着用を義務付けている学校は少ないため、初めて自転車通学をする新中学1年生をメインに、ヘルメットの着用を呼び掛け、来年、再来年へとヘルメット着

用率を段階的に引き上げていくことを目標に設定している。

自転車を利用した安全な登下校には、生徒の交通ルールの遵守や交通マナーの向上と並んで、ヘルメットの着用も重要である。協議会において、学校や保護者、地域や社会として、何ができるか、そしてそれぞれの立場に期待されている役割について協議を行い、児童生徒のヘルメット着用の推進につなげる。

(3) 対象事務の現状、課題等

「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」及び「高知県自転車ヘルメット着用推進事業費補助金交付要綱」が制定されたことにより、高知市立学校に自転車通学する生徒にヘルメット購入費用を助成し、着用の推進を図ることが課題となった。

校則等による義務化ではなく、児童生徒の交通安全への意識を高める中で、ヘルメット着用について、当事者意識をどのように持たせるかが課題である。

2 実施状況（令和元年度）

■令和元年度児童生徒の安全対策の推進における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
自転車ヘルメット購入助成事業	B	a
登下校時におけるヘルメット着用の推進	B	a

*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

3 点検・評価対象事務の全体評価（令和元年度）

評価	対象事務の各事業は、ほぼ成果を挙げているが、少し見直しが必要である。
----	------------------------------------

助成券の申請数は当初目標を超えており、助成制度の利用促進及びヘルメット着用推進の効果が一定みられたと考える。

令和元年7月24日に第1回協議会を実施し、児童生徒のヘルメット着用に向けた情報共有や今後の方向性について協議ができた。今後も協議会の意見を基に、児童生徒への啓発や安全意識の向上に努める。

4 見直し

(1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

助成券の申請をしたものの、ヘルメットを購入しない（助成券を使用しない）ことが判明した。助成券の申請数を増やすことだけでなく、助成券発行数と助成券使用数

の乖離を少なくするため、助成券の使用率を向上させる取組が必要である。

協議会において、校則等による義務化ではなく、児童生徒の交通安全への意識を高める中で、ヘルメット着用について、当事者意識をどのように持たせるのが課題である。また、保護者や地域、学校や社会として、どのような取組が必要で実施可能なのか、それぞれの立場における具体的な取組の考案や協力体制の構築などが課題である。

(2) 改善策の検討

4月当初に助成制度の利用及びヘルメットの着用を周知した。また、自転車を利用する機会が増加する夏休み前には、助成制度の利用向上を図る目的で学校を通じて保護者に申請を促した。9月にも助成券の申請促進と使用について学校を通して保護者に周知を依頼した。今回は、10月頃に、助成制度の利用促進及び助成券を利用期限の12月末までに使用することを周知する文書を保護者に配布予定である。

協議会において、それぞれの取組や実態調査の結果の情報共有を行い、更なる取組の考案や協力体制の確認を行う。また、各学校や生徒会などの活動による、児童生徒の自発的なヘルメット着用に向けた取組や、自転車の乗り方やマナー向上に向けた取組について協議を行う。

～ブロック塀改修～

児童生徒等の安全を確保するため、地震発生時に倒壊の危険がある延べ45校のブロック塀等を平成30年度から3年間で改修する計画を立てている。そのうち、令和元年度は改修対象校が28校と多いが、児童生徒の安全確保並びに工事に伴う騒音及び振動について、学校や地域の理解と協力を得ながら、計画を予定どおり進める。

1 計 画

(1) 目標

30年以内に70%～80%の確率で発生すると予想されている南海トラフ地震に備え、これまで校舎や体育館など施設の耐震補強工事を進めてきたが、児童生徒等の安全を確保するため、地震発生時に倒壊の危険があると判定された塀や、現在の基準では不適合となる塀等についても改修することとし、平成30年度から令和2年度までの3年間で、延べ45校のブロック塀等の改修を行う。

(2) 目標設定の理由

平成30年6月18日に発生した大阪府北部の地震により、登校中の児童が亡くなるブロック塀の倒壊事故が発生した。学校に存在する老朽化したブロック塀等は、地震によって破損、倒壊し、児童生徒や近隣住民に危険を及ぼすおそれがあるほか、避難行

動の妨げにもなり得ることから、児童生徒等の命を守るために、フェンスなどへの改修が急務となっているため。

(3) 対象事務の現状、課題等

3年間での改修計画のうち、特に今年度は改修対象校が28校と多い。校数に対し、業者が少ないため、計画的に改修が進められない心配がある。

また、工事中は振動や騒音が発生することから、学校だけではなく近隣の住民の理解や協力が必要である。

2 実施状況（令和元年度）

■令和元年度児童生徒の安全対策の推進における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
ブロック塀改修	B	a

*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

3 点検・評価対象事務の全体評価（令和元年度）

評価	対象事務の各事業は、ほぼ成果を挙げているが、少し見直しが必要である。
----	------------------------------------

今年度改修対象校28校のうち、まだ6校の契約相手方が決定していない状態である。年度内に工事が完了できるよう、発注方法の見直し等、関係各課と協議する。

4 見直し

(1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

ブロック塀等改修事業の入札は発注件数に対し参加業者が少なく、6月以降、施工業者が決定しなかった事例が5件発生しており、計画どおりには発注が進まなかった状況にある。

施工業者が予定どおり決定しなければ、入札手続を執り直す必要があり、当初、学校と協議した施工スケジュールを、改めて今後の学校行事等を踏まえたスケジュールに調整しなければならなくなることから、学校に与える影響が大きく、また、夏季休業期間等を活用して行う予定であった工事が、学校活動中の工事に変更となることもあり、より高い安全対策が必要となっている。

(2) 改善策の検討

今年度工事対象校28校のブロック塀等の改修が完了できるよう、発注業種の追加及び工事対象校を取りまとめ、工事規模を調整する等、入札への参加条件を拡大し、計

画的に改修を進められるよう、関係各課と連携を図る。

また、学校活動中の工事に際し、ブロック塀等の改修範囲をガードフェンスで囲い、必要に応じて警備員を配置する等、児童生徒が施工範囲に近づくことができないよう、施工業者には現場での安全確保の徹底を指導する。あわせて、学校にブロック塀等の改修範囲を事前に周知することにより、改修前の危険なブロック塀等に児童生徒が近づかないよう、指導を実施していく。

○ 点検・評価委員の意見・提言への対応

「自転車通学時のヘルメット着用」について

評価委員からは、県と連携してヘルメットの購入費用を補助していることは適切な支援であると評価していただいた。しかしながら、助成券申請者数と助成券使用者数との間に大きな開きが存在していることから、その差を少なくし、助成券を使ってヘルメットを購入する者が増えるような手立てが必要である。

また、保護者や地域、関係団体を含めて社会全体が、ヘルメット着用による安全性の向上に向けて情報発信するとともに、これまでの取組を継続して行うことを協議会で確認し、児童生徒の自発的なヘルメット着用を推進する。

「ブロック塀改修」について

評価委員からは、ブロック塀等改修事業や学校施設等への安全対策にかかる十分な予算を確保し、粛々と事業を進めるよう意見をいただいた。教育政策課としては引き続き、財源の確保に努めていく考えである。また、本事業における施工が近年、全国各地で大雨や台風による風水害が発生し甚大な被害が出ていることへの対策となるよう併せて提言をいただいた。地震により倒壊するおそれのあるブロック塀等を改修することが本事業の目的であるが、その他災害への対策も含めた改修を行っていきたいと考えている。

以下、いただいた5つの提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① ヘルメットの着用が、自身の安全を守るために必要不可欠であるという当事者意識を子どもに持たせるための取組

【提言①に対応する取組】

学校だけの取組にせず、保護者や地域、関係団体を含めて社会全体がヘルメット着用による安全性の向上に向けて、情報発信や取組を行うことを協議会で確認する。具体的な取組については、協議会での意見を参考に、学校での交通安全指導に反映させるとともに、生徒の自発的な着用に向けた活動にいかす。また、関係団体と情報共有を行いながら、交通ルールや自転車乗車時のマナー、自転車乗車時の危険性やヘルメット着用による安全性の向上などの情報発信と啓発活動を行うことで、周りの大人が一丸となって取り組むことを示し、学校と社会の両面からヘルメット着用を推進する。

提言② 提言①の取組が継続的に行われるような体制の整備

【提言②に対応する取組】

これまでも、各団体で交通安全の意識向上やヘルメット着用についての取組が行われてきたが、それぞれ単独の取組にとどまっている現状がある。協議会を通して各団体が情報を共有し、連携を図ることでベクトルを合わせ、各団体のヘルメット着用の推進に向けた取組が息の長い取組となるよう、高知市が一丸となってヘルメット着用の推進に取り組んでいることを児童生徒や社会に示す。

提言③ 自転車通勤をしている市役所職員へのヘルメット着用の呼び掛け

【提言③に対応する取組】

教育委員会では、通勤を含み自転車を利用している職員に対して、率先して損害賠償保険への加入及びヘルメットを着用するよう、部内掲示板等を通じて呼び掛けをしている。

また、くらし・交通安全課からも全職員対象に、子どもたちのみならず自身の命を守るとともに、交通安全の取組において市民の模範となるよう、自転車乗車時にはヘルメットの着用を努めるよう呼び掛けをしている。

ヘルメットの着用は、自転車乗車中の事故による頭部への被害を軽減させる手立てとしてとても有効であるとともに、その着用を促進することで、交通ルールの遵守や交通マナーの向上にもつながるものと考えられる。今後もくらし・交通安全課と協力をしながら、職員に向けて啓発を行っていく。

提言④ ヘルメット購入代金の補助対象を小学生にまで拡大

【提言④に対応する取組】

教育委員会は、高知市立学校に自転車通学する児童生徒の、登下校時等における安全対策として、ヘルメット購入代金の助成事業を開始した。この助成事業は、県の補助事業と連携し、自転車通学を行う児童生徒が助成対象となっており、小学校で自転車通学を許可している対象者についても、助成申請を受け付けている。

本助成事業の対象を、自転車通学をしていない小学生に拡大することは、自転車に乗り始める頃にヘルメット着用を習慣づける良い試みだと考える。

しかしながら、県の補助事業の対象外であり、市単独の予算措置が必要となることから、高知市全域の小学生にヘルメット購入助成を行う検討ができないか、この提言を基にくらし・交通安全課と協議していく。

提言⑤ 来年度以降のブロック塀改修その他施設点検，改修等の予算計上

【提言⑤に対応する取組】

大阪府北部の地震で登校中の児童が亡くなるブロック塀の倒壊事故が発生したことを受け，ブロック塀の改修工事のために平成30年度に国が創設したブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を活用できるのは今年度までであるが，来年度は，別の交付金の活用を予定しており，現在，国に要望を出しているところである。

本事業は，地震により倒壊するおそれのあるブロック塀等を改修するためのものであるが，設計時には地震対策だけでなく，フェンスへの風の荷重等についても建築基準法に基づいて計算するなど，台風等の災害にも対応した設計を行っている。

また，樹木の倒壊や排水路，門扉など学校施設等についても，不具合を確認した場合は随時，修繕対応を行い，安全対策を図っていく考えである。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象取組： 児童生徒の安全対策の推進 】

事業名	自転車通学時のヘルメット着用 【ヘルメット着用の推進（自転車ヘルメット購入助成事業・登下校時におけるヘルメット着用の推進）】		担当課	教育環境支援課 学校教育課
1 事業の目的・概要等	<p>【事業の目的】 高知市立学校に通学する児童生徒の自転車利用時（通学や部活動等）の安全を確保するため、自転車用ヘルメット購入費の一部を助成することにより、購入費の負担軽減を図り、児童生徒の交通安全対策に寄与することを目的とする。 また、自転車を使用した登下校時におけるヘルメット着用を推進する取組について、協議を行い、児童生徒のヘルメット着用の啓発を図ることを目的とする。</p> <p>【事業の概要】 高知市立中学校・高知商業高等学校などで、自転車通学を認めている生徒の保護者がヘルメットを購入する場合に助成を行う。助成金額は、一人上限2,000円とする。ただし、要保護・準要保護世帯及び生活保護世帯（要保護・準要保護世帯は除く。）については、更に上乗せで一人上限2,000円を助成し、一律の助成金額と合わせて一人上限4,000円までの助成を行う。 助成の手法としては、申請を受け付け、助成券を発行する。上乗せの助成は、生徒・保護者が助成券を使用後、保護者からの申請を受け付け、助成金を交付する。 また、自転車を利用した安全な登下校には、生徒の交通ルールの遵守や交通マナーの向上と並んで、ヘルメットの着用も重要である。しかし、ヘルメット着用については、生徒への指導だけでなく、保護者や地域の方々のご理解とご協力が不可欠であり、生徒自らがその必要性を実感することが何より重要である。そのために、学校や保護者、地域や社会として、何ができるか、そしてそれぞれの立場に期待されている役割について協議を行い、ヘルメット着用の推進につなげる。</p> <p>【達成すべきレベル】 助成人数を生徒数の約15%である1,000人を目標に助成を行い、ヘルメット着用の推進を図る。 ヘルメット着用の推進に関わる具体的な取組の方向性や協力体制について協議を行い、今後のヘルメット着用率向上の取組に反映させるために、意識調査を行う。</p>			
2 成果	<p>申請件数は当初の目標であった1,000件を超え、令和元年9月6日時点で、助成券発行件数は1,116件となっている。このことから、6月補正により、現在2,000件までの予算を確保している。 4月当初と比べ、申請数は鈍化しているが、直近1か月において、約100件の申請が出てきている。 協議会は、令和元年7月24日に第1回の協議会を実施した。次回以降の協議会に向けて、意識調査を予定している。</p>			
3 課題等	<p>助成券の申請をしたものの、ヘルメットを購入しない（助成券を使用しない）ことが判明した。助成券の申請数を増やすことだけでなく、助成券発行数と助成券使用数の乖離を少なくするため、助成券の使用率向上をさせる取組が必要である。（助成券の使用数259件（令和元年8月31日時点）） また協議会においては、校則等による義務化ではなく、児童生徒の交通安全への意識を高める中で、ヘルメット着用について、当事者意識をどのように持たせるのかの課題や保護者や地域、学校や社会として、どのような取組が必要で実施可能なのか、それぞれの立場における具体的な取組の考案や協力体制の構築などの課題が出された。</p>			
4 改善策の検討	<p>自転車を利用する機会が増加する夏休み前には、助成制度の利用向上を図る目的で学校を通じて保護者に申請を促した。9月にも助成券の申請促進と使用について学校を通して保護者に周知を依頼した。10月頃に、助成制度の利用促進及び助成券を利用期限の12月末までに使用することを周知する文書を保護者に配布予定である。 協議会においては、それぞれの取組の情報の共有を行い、更なる取組の考案や協力体制の確認を行う。また、児童生徒がヘルメット着用に向けて、自発的に取り組める環境や体制の整備及び取組の実施に向けて協議を行う。</p>			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	申請件数が当初目標の1,000件を超える成果をあげているが、助成券の使用率が低く、使用数向上の取組が必要である。
(参考) 本事業の 評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		達成水準に対して120%以上の成果をあげた。
	A	目標を上回る成果をあげている。		達成水準に対して110%以上の成果をあげた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり（90%以上から110%未満）の成果をあげた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。	

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象取組： 児童生徒の安全対策の推進】

事業名	ブロック塀改修		担当課	教育政策課
1 事業の目的・概要等	【事業の目的】 これまで校舎や体育館などの耐震補強工事を実施してきたが、さらに児童生徒等の安全対策を図るため、令和2年度までに学校の周囲に多数存在する地震発生時に倒壊の恐れがあるブロック塀等を改修する。			
	【事業の概要】 当初の計画では、令和2年度までに優先度の高い18校のブロック塀等を改修することとしていたが、平成30年6月18日に発生した大阪府北部の地震により、登校中の児童の尊い命が奪われるブロック塀の倒壊事故が発生したことを受け、文部科学省からの通知に基づき、市内59校で緊急安全点検を行った。 その結果、新たに危険と判定されたブロック塀や現在の法令には適合していない塀などがあったことから、計画の見直しを行い、改修対象校を延べ45校に改めた。今年度は28校の改修工事と10校の設計を行う予定である。 ○改修計画 平成30年度 7校 令和元年度 28校 令和2年度 10校			
	【達成すべきレベル】 令和元年度末までに工事対象校28校の改修工事と設計対象校10校の設計を完了させる。			
2 成果	○令和元年度工事対象の進捗 工事中 22校 入札準備中 3校 設計中 3校		○令和元年度設計対象の進捗 設計中 10校 (令和元年9月20日時点)	
3 課題等	3年での改修計画のうち、特に今年度は改修対象校が28校と多い。本来であれば、学校活動への影響を考慮し、夏季休業期間等を活用して改修工事を実施するところであるが、工事対象学校数に対し業者が少なく、児童生徒が学校で活動する中、工事を施工しなければならない状況になっており、児童生徒等の安全確保が課題である。			
4 改善策の検討	今年度工事対象校28校のブロック塀等の改修が完了できるよう、発注業種の追加及び工事対象校を取りまとめ、工事規模を調整する等、入札への参加条件を拡大し、計画的に改修を進められるよう、関係各課と連携を図る。 また、学校活動中の工事に際し、ブロック塀等の改修範囲をガードフェンスで囲い、必要に応じて警備員を配置する等、児童生徒が施工範囲に近づくことができないよう、施工業者には現場での安全確保の徹底を指導する。あわせて、学校にブロック塀等の改修範囲を事前に周知することにより、改修前の危険なブロック塀等に児童生徒が近づかないよう、指導を実施していく。			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	ほぼ当初の予定どおり事業が進捗しており、現在の取組を継続することとしたい。
	B	a		
(参考) 本事業の 評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		達成水準に対して120%以上の成果をあげた。
	A	目標を上回る成果をあげている。		達成水準に対して110%以上の成果をあげた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり（90%以上から110%未満）の成果をあげた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。	

■ 点検・評価委員からの意見等

学力向上対策

1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

○ 高知市においては、全国学力・学習状況調査などの結果を受け、組織的・継続的に学力向上対策に取り組んできた。平成29年度からは4年計画の「学力向上アクティブ・プラン」に基づいた取組が進められている。特に、平成30年度においては、「学力向上推進室」を設置し、学力向上推進員（7名）と室員として指導主事（6名）、主任室員1名、室長1名を配置した学校の学力向上支援活動が行われている。これまでの取組によって、小学校に関しては全国トップレベルの学力水準となっており、中学校についてもその点数の伸びは全国でも飛び抜けたものとなっている。

平成31（令和元）年度においては、「学力向上推進室」の拡充が行われており、学力向上推進員（8名）、室員として指導主事（8名）、主任室員2名、室長1名とするとともに、新たに学力向上推進室運営委員会を設置（高知市教育委員会：次長・課長・参事・学力向上推進室員、高知県教育委員会：次長・課長・補佐・チーフ）して高知県教育委員会と連携した取組も始まっている。

「学力向上推進室」の活動は、各学校（小学校17校、中学校22校）に対する訪問支援を中心としており、8月までの実績として、学力向上推進員等による学校訪問支援の延べ回数は1,108回に上っており、丹念な学校訪問による各学校の課題に応じた支援活動が行われていることがうかがえる。それらの成果は、高知市内の小・中学校における全国学力・学習状況調査の結果において、全国平均を超える学校が見られるようになってきているところからも確認できる。

また、学校訪問においては、高知市教育委員会で作成した「学びの羅針盤」と「授業アイデア事例集」が活用されており、一人一人の教員の力量向上だけでなく、学校全体や高知市全体を対象とした組織的な授業改善活動、授業改善サイクルの確立への支援が行われていることも確認できる。

本事業の方向性に関しては、小学校の学力は全国平均レベル以上の維持を、中学校の学力はここ数年においては現状の維持、あるいは下降傾向も見られるが、全国学力・学習状況調査の開始時期からの著しい伸び、重点訪問校の全国学力・学習状況調査の結果が正答率において全国平均を上回っていることや当該学校の昨年度の結果よりも向上していることなどの成果を確認すれば、事業の方向性は正しいものであり高く評価をすることができ、担当課の「a」の評価は了解できるものである。

一方で、事業の達成度に関しては、担当課として「C」とされている。達成すべきレベルとして設定していた数値実績（高知市全体の全国学力・学習状況調査の全国平均比の正答率）を若干達成できなかったかもしれないが（「B」評価は、90%以上から110%未満の達成度）、事業の成果を確認すれば、本事業が着実に実施されていることが確認できる。

こうしたことからすると、担当課は達成度について評価をBとしてもよいかもしれ

ないと考えるが、担当課の厳密な自己評価と今後の発展への高い意欲の現れであると理解する。

- 学校教育における学力向上対策は、子どもたちの未来を保障するために行う基礎的・基本的な営みであり重要な使命である。

学力向上アクティブ・プランは4年計画の3年目（平成29年度から令和2年度まで）となり、学校や教員の取組意識にも変化が表れてきているようであり、取組の方向性は間違っていないものと思う。これまでの取組の成果等の検証を行い、次期の計画の策定に取り掛かる時期が近づいてきていると考える。

本年度は、昨年度に引き続き「学力向上推進室」の取組を更に強化、充実させることとして、指導主事3名と学力向上推進員1名を増配置し「学力向上推進室」の体制強化が図られた。このことは、4月から8月までの学校への指導訪問回数が大幅に増加していることから裏付けられている。

本年度の「全国学力・学習状況調査」結果は、小学校6年生では、国語96，算数101，中学校3年生では、国語91，数学87となっており、平成30年度と比べて小中学校ともに国語の正答率が前年を若干下回る数値となったが、ほぼ昨年と同じような状況を保っていると考えてよいのではないかと考える。

高知市教育委員会では「学力向上推進室」の指導支援（助言）が円滑に行われるために、授業改善や図書館活用、授業づくりといった実践校の研究指定事業や、教員補助員や学力向上学習支援員、放課後学習支援員といった人員配置（事業）を行い、学校の体制整備にも尽力しており、今後も引き続き、予算獲得をしてこれらの事業を継続することに力を注いでもらいたい。

本年度の市教委の事業評価は達成度「C」、方向性「a」としており、達成度が昨年よりも下がっている。これは、全国学力・学習状況調査の市全体の数値が昨年を下回ったことによるものと思われるが、指導主事が重点的に訪問している学校の多くは、改善傾向がみられるとのことである。重点的に訪問している学校、そうでない学校の状況分析を行い、学力向上への方策を構築することを期待する。

2 改善点等の提言

- 学力向上アクティブ・プランでは、組織的なPDCAサイクルを活用したカリキュラム・マネジメントの充実を図るとされている。「学びの羅針盤」等を活用して、組織的な授業改善のための支援を推進するという方向性は正しいものと思われる。単に、教員一人一人を対象とした力量の向上ではなく、学校の研修改革や学校における組織的な授業開発のための仕組みなどの形成支援策などの、学校組織全体を対象とした支援策が求められていると考えられる。学校における授業力や学習指導の力量は、学校の組織的な力量に依ることが大きいため、効果的な学校経営計画の策定や学力向上に対する組織的な活動が重要となる。

そうしたことからすると、上記した「組織的なPDCAサイクルを活用したカリキュラム・マネジメント」の充実についても、こうしたことを各学校ができるようにするための経営的な側面に対する支援策の充実が求められるだろう。組織としての力

量を向上できるような校内研の運営と充実に資する支援、校内研の研究推進に関わる分掌組織の運営と活用のための支援、研究主任への支援、授業改善・学力向上に関する学校経営計画の作成と運用に関する校長への支援などを個別の学校の状況に応じた、その意味では、一斉研修や年次研修などの研修ではなく、各学校への指導主事や推進員の訪問を通じた支援の拡充が必要と思われる。

また、「課題等」として「全国学力・学習状況調査においては、小学校においては全国平均レベルを維持しているといえるが、ここ数年は下降傾向にあり、原因分析と早急な手立てが必要である」と述べられている。このことと関わって、本事業では、「学力向上推進室」を中心とした学校訪問が大規模に行われていることから、そうした訪問によって得られた様々な学校の情報をデータベース化し、また、高知市教育委員会が有している様々なデータと統合し、それらに関して専門的な分析を行うことによって、より精緻な現状分析と解決のための手立ての形成が可能となると思われる。

特に、統合的な校務支援システムの導入が進む中で、各データの収集が容易となりデジタル化も進むことも考えられることから、データサイエンスの知見を効果的に生かす必要があると思われる。

- 学力の定着・向上は、学校（教員）の使命であり、高知市や高知県の学校だけで取り組んでいるものではなく、日々、全国の学校で行われている。また、調査は毎年行われているが、対象の児童生徒は同じではなく、テストの問題も違っている。したがって、年によって相対的な数値は変化するものと捉えなければならない。

もちろん全国学力・学習状況調査の結果は、学力の定着状況を知る上では重要なものであるが、数値は児童生徒の学習内容の定着状況というひとつの側面を示すものであるということも忘れてはならないと思う。

「学力向上推進室」は、全国学力・学習状況調査の結果数値はもとよりその他の学習状況調査（県版、CRTなど）結果などを分析するとともに、生徒指導上の課題や家庭や地域の状況といった学校の特色についても分析を行う必要がある。このような総合的な分析を行った上で、指導主事や学力向上推進員が学校訪問の際に具体的な指導助言を行うことにより、各学校の実態に沿った取組が展開され成果が上がっていくものとする。

- 「学力向上推進室」の機能を最大限に活用するためには、各小中学校が訪問指導を受け入れ教員の指導力を高める校内研究会・学習会を実施することが重要である。校内の研究・研修を進めるためには、学校に時間的なゆとりを生み出すことが必要であるとする。本年度も、研究指定のための予算措置や支援員等の配置に関する予算を獲得しており、来年度も引き続き、各学校の研究・研修の実施体制整備に向けた予算獲得を行うことが重要である。
- これまでに取り組んできた学力向上対策の成果や課題について「学力向上推進室」の指導主事が分析を重ね、データを蓄積し一般化を進めることが、今後の学力向上対策では必要となる。一般化を図ることにより、研究指定や実践研究の未実施校に対して働きかけが容易となるし、当該の学校としても受入れがしやすくなると思う。

また、次期の「学力向上対策計画」の企画の基本としていかなることもできる。

- 「学力向上推進室」は、学校への訪問指導を遂行することが主の業務であり、業務

量が拡大している状況ではあるが、放課後等に行われている学力向上対策事業の実施状況やそこに通う児童生徒の実態を把握することは、新たな視点での学力向上策の構築に役立つものとする。

特別支援教育の充実

1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 高知市においても、特別支援学級在籍指導数は拡大しており、また、平成19年度に比すると発達障害の診断・判断及び可能性のある児童生徒数の割合は2倍程度に拡大している。特別な支援を要する子どもたちへの理解や合理的配慮について理解し、ユニバーサルデザインに基づいた教育提供を行うことが必要不可欠のものとなっている。

発達障害のある子どもたちは、二次障害へとつながることも懸念され、学校の教育活動そのものへの参加が難しくなる場合もあり、適切で十分な支援を提供することで、自己肯定感を向上させることなどが考えられる必要がある。

一方で、特別支援学級や特別な支援が必要となる児童生徒の割合が多い学級を、必ずしも特別支援教育に関する専門的な知見を有している教員が担当しているわけではなく、講師などが担任に従事している学級も存在している。そうした学級では、担任そのものが、効果的な学級経営や学習指導に困難性を感じてしまい、結果として、子どもたちに対する教育提供も効果的なものとならない場合もあるだろう。

そうしたことを考えると、本事業で行われている、夏季休業中のグループ実践交流の実施や新任教員・若年教員を中心とした公開授業研究や指導事例集の作成などは効果的な取組であると考えられる。それと併せて、特別支援教育相談の充実事業における心理検査や面談の実施、教員や保護者への指導助言活動も、重要な取組であると考えられる。

スーパーバイザーと指導主事の特別支援学級設置校への指導助言活動や公開授業研究の推進、個別の支援計画の作成と組織的な支援活動の実施もまた、特別支援教育の課題の解決に効果的な取組であると言える。

以上のことから、担当課による事業の方向性の評価と達成度に対する評価は極めて妥当なものであり、課題を改善しつつ今後も強力に取り組んでいくことが求められる事業であるとする。

- 本年度は、昨年度に引き続いて特別支援教育の充実を図るために学校への定期訪問や重点訪問の回数を増やす取組がなされており、教員の指導力を高める取組が更に充実されていることが感じられる。これまでに取り組んできた施策を引き続き行い、学校体制の充実や担当教員への具体的な指導助言の充実深化を図ってもらいたい。本年度は、スーパーバイザーが1名増員となっており、学校訪問指導の充実につながり学校としても心強いことである。

また、教育相談の充実を図るために専門的な技能を有する相談員（心理士）の配置は、今後の特別支援教育相談の推進に大きな効果があることを予感させ大いに期待で

きる事業である。来年度以降の予算獲得への努力をしてもらいたいものである。

2 改善点等の提言

- 現代は、障害の有無にかかわらず通常生活のできる「共生社会」の実現が求められている。そうした社会の実現のためには、小・中学校段階から、全ての子どもがわかる授業づくりや全ての子どもが学習活動に参加できる授業づくりを行うとともに、特別な支援を要する子どもたちへの理解や合理的配慮の研究開発に基づき、子どもの特性に応じた教育提供が必要となる。

こうした課題に取り組むためには、本事業での取組を継続すると共に、それらによって得られる学校・学級の情報、あるいは、提供された指導・支援の知見を集積することを通して、ユニバーサルデザインに基づいた教育システムを構築することが求められる。

そうした中では、本事業で行われている「指導事例集」の作成は注目されるべきものと捉えられるが、これらをより進めて、高知市における特別支援教育に関する統合的なデータベースの作成と、それらを活用した各学校や学級に最適化された学校支援策の形成と提供を進める必要があるだろう。

それらを通して、全ての子どもたちが「わかる授業」、「参加できる授業」を提供することを目指してもらいたい。

- 特別支援学級担任の4分の1強の人数が臨時講師という状況を解消する方法は、前年度の早い時期に特別支援学級の設置準備を行うことである。特に、小学校入学段階においては、幼稚園や保育所からの情報が伝わりにくいため、学級の設置準備が遅れてしまうという実態がある。

幼稚園や保育所に在籍する個別支援の必要な幼児の情報を把握し、早期に教育相談を行い医師の診断を受ける等の手続きを踏めば、小学校入学段階で特別支援学級への入級を勧めることができる（特別支援学級の設置については、前年度のうちから教室や担当教員の配置に関する準備が必要であり、年度変わり直前では正規の教員が配置されないケースが多い。）。

未就学児の状況把握を行うためには、こども未来部の保育幼稚園課や母子保健課、子ども育成課との連携が必要かつ重要となる。保育幼稚園課には保育所や幼稚園の子どもの情報が集まっており、母子保健課や子ども育成課でも保健師が家庭訪問で得られた子どもの情報を所有している。部局の違いはあるが、情報を提供してもらうことにより、早期の教育相談を実施することができ、特別支援学級への入級を促すことも可能となる（個人情報扱いには留意する必要がある。）。

このことにより、臨時講師が特別支援学級担任となるケースを減らせることにつながるものと考えられる。

- 小中学校に在籍する児童生徒数は減少しているが、発達障害と診断される子どもや発達障害が疑われる子どもは増えている。それらの子どもに対する支援を行うためには、適切な指導を行うことのできる指導力のある学級担任が必要である。そのような、学級担任を育成するためには、的確な助言を行うことができる、特別支援教育担当指

導主事の必要性がますます高まっている。

- 本年度から配置されている、専門的な知識を有する心理士の今後の活躍に期待する。円滑な教育相談活動の実施については、今後、より多くの相談に対応できるように工夫してもらいたい。

心理士による支援の一つとして、前述したこども未来部との連携にかかわって、教育相談に当たることができるのではないかと考える。時間的な制約はあるにしても、こども未来部との連携も進むのではないかと思う。

児童生徒の安全対策の推進

1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 学校は、学校そのものを安全に保つこと（安全管理）や子どもたちに対する安全教育の実施などの責任を負っている。登下校時の交通安全に関しては、安全に関する責任までは負わないが、通学路の設定を通じた安全の確認や、あるいは、登下校の際の交通安全確保のための安全教育の実施を通じた安全の確保は学校の役割といえる。特に、自転車通学が実施されている中学校においては、登下校時の安全教育の重要性は大きいものといえるだろう。学校には様々な家庭からの児童生徒が通ってくることから、厳しい家庭状況の子どもたちもあり、高知県と連携してヘルメットの購入費用を補助していることは、適切な支援の在り方であると思われる。また、そうした費用的な支援策にとどまらず、広く、ヘルメット着用を推進するためのアイデアを形成する協議会を、広い関係者を集めて設置していることも重要な取組であるといえる。

また、大規模災害が起こる中、学校は自治体の避難所として機能することもあるが、一方で学校施設そのものの安全の確保、あるいは、学校施設が自治体の安全確保の課題とならないようにすることも重要となる。前者は、校舎の耐震の確保のための事業となり、後者は、古いブロック塀などの改修による避難経路の安全確保となって現れる。

こうした、両点から考えた場合、ヘルメット着用の推進への取組やブロック塀などの改修の取組は、必要不可欠なものであり、担当課による事業の方向性に対する評価「a」は、妥当なものであると思われる。

- 自転車通学時のヘルメット着用については、高知県条例及び補助金交付要綱の制定に基づいて実施するものであり、ヘルメット購入費の一部補助を行うことによってヘルメット着用の推進を図るというものである。自転車通学時のヘルメット着用については、校則等で義務化している学校が少ないため、その意識化を図ることが今後の課題となると思う。市教委が設置した「登下校時におけるヘルメット着用の推進に関わる協議会」において対応策を協議されているので、今後の協議内容に期待するところである。

ブロック塀の改修については、市立学校校舎の耐震化工事を優先して行ってきたところであり、校舎等の工事が終了後に計画的に行うこととしていたものである。しか

し、昨年の6月に発生した大阪府北部の地震で、通学途中の児童が学校のブロック塀の倒壊に巻き込まれて命を失うという事故により、文部科学省の緊急点検通知により、再調査を実施して新たに3年間の改修計画を立てたものである。

小中学校の敷地周囲には、児童生徒の安全対策（不審者の侵入を防ぐなど）としてブロック塀を設置している。このブロック塀の改修は、今後かなりの確率で発生するとされている南海トラフ地震に対応するためには避けて通れないことである。今年度は、国からの補助金が交付されるとのことであり、工事業者の不足等の難題をクリアしつつ計画を進めてもらいたい。

2 改善点等の提言

- ヘルメットの着用促進に関しては、助成券申請者数と助成券使用者数との間に大きな開きが存在している。ヘルメットの着用促進に関しては、子どもの交通安全への意識を高める中で、ヘルメット着用についても当事者意識を持ってもらって、ヘルメットを着用して自分の身を守っていけるようにするための取組が考えられる必要があるだろう。例えば、中学校において校則などでヘルメットの着用を義務化したとしても、休日や学校から遠距離の場所で、あるいは、高校に進学した後などの中学校の管理下ではない場所でヘルメットを着用しないのでは、効果はないことになる。

その意味では、児童生徒がヘルメット着用について、自身の安全を守るためのヘルメットが必要不可欠であるという当事者意識を持つような取組が考えられ、そうした取組が継続的に行われるような体制の整備が求められる。そのためには、学校だけではなく、保護者、地域、学校、自治体など、子どもたちの周りにいる大人たちが全員で協力して取り組むこと、子どもたちに大人たちがみんなで行き組んでいるということを示すことが重要であろう。そのことと関わって、大人たちが率先してヘルメットをかぶっている姿を子どもたちに見せることも必要となるだろう。

現在は、そうした取組を設置した協議会において検討しているところだと思われるが、学校も家庭も地域も自治体もヘルメットを着用することが大切で、命を守ることにつながるという雰囲気をどうやって作っていくかという視点を持って、ヘルメット着用推進のための方策を形成していただきたい。

- 自転車に乗っている大人で、ヘルメットを着用している姿をほとんど見ることがない。中学生や高校生に対して「ヘルメット着用」を働きかけるには、大人が見本となる必要があると思う。ぜひとも市教委から声をあげ、ヘルメット着用の輪を広げてもらいたい。

交通安全指導員や高齢者に対して、ヘルメット着用を呼びかけることも検討してもらいたい。

- 自転車通学する中学生や高校生を対象に、購入代金の補助を行うという制度だが、これまで着用していなかったヘルメットを通学時に着用するということは、抵抗が大きいのではないかと思う。ヘルメット購入代金の補助対象を小学生にまで拡大し、小さい時期からヘルメット着用することに慣れさせておけば、自転車に乗るときにはヘルメット着用が当たり前という意識を醸成することができるのではないかと考える。

予算の裏付けが必要であるので、検討してもらいたい。

- ブロック塀などの改修に関しては、粛々と本事業を進めていただくことが重要であると考えられる。
- 来年度は、ブロック塀に関する国からの予算はないとのことである。児童生徒の安全を守るためには、市教委としてブロック塀改修にかかる十分な予算要求を行い、獲得の努力をしてもらいたい。

また、昨年に続いて今年も、全国各地で大雨や台風による風水害が発生し甚大な被害がでている。地震対策としてのブロック塀改修ではあるが、他の災害に対しても有効な改修になっているかの点検が必要であると考えます。その他、樹木の倒壊や排水路、門扉などについてもチェックが必要であり、これに関しても予算計上を行う必要がある。

■ おわりに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴う教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検・評価は、平成20年度からスタートし、本年度で12年目となりました。

本年度点検・評価対象とした3項目につきましては、事務の在り方や今後の方向性について検討・分析し、さらに、点検・評価委員から貴重なご意見をいただきながら、本年度も点検・評価を行うことができました。

この3項目につきましては、それぞれPDC Aの業務サイクルに沿った取組が進められているものと考えております。

今後も、事業の目的に沿った取組を進めてまいります。

また、点検・評価が、学校現場の教職員や教育委員会事務局・教育機関の職員の意欲の向上につながり、そして子どもや保護者の方々にも納得いただける評価となるよう、引き続き評価の在り方について検討してまいりたいと考えております。

令和元年度教育委員会の
事務の管理及び執行の状況の

点検及び評価結果報告書

////////////////////////////////////

発行年月 令和元年12月
発行 高知市教育委員会
編集 高知市教育委員会 教育政策課
〒780-8571 高知市鷹匠町二丁目1番43号
電話番号 (088) 823 - 9478 (直通)

////////////////////////////////////

令和元年度教育委員会の
事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価結果報告書

高知市教育委員会